

○総務省令第六十号

政党助成法（平成六年法律第五号）第四十二条の規定に基づき、政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

総務大臣 高市 早苗

政党助成法施行規則の一部を改正する省令

政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">出 発 書</p>	<p style="text-align: center;">出 発 書</p>
<p> 記 第 8 号様式 (第 13 条関係) [(その 1) ~ (その 6) 略] (その 7) 宣 誓 書 </p> <p>添付書類 (別添のとおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領収書等及び残高証明等の写し等 2 監査意見書 3 監査報告書 (本部に限る。) 4 提出を受けた支部報告書 (宣誓書を含む。) 及び監査意見書 5 総括文書 (政党助成法第 17 条第 2 項第 3 号及び第 4 号) (本部に限る。) 又は支部総括文書 (同法第 18 条第 2 項第 4 号) (支部に限る。) <p>この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 政党 (支部) の名称 会計責任者の氏名 ㊟</p> <p>〔(備考) 略〕 (記載要領) [1 ~ 9 略]</p> <p>10 この報告書 (宣誓書を含む。) を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党 (支部) が提出を受けた支部報告書 (宣誓書を含む。) 及び監査意見書、総括文書 (第 10 号様式及び第 11 号様式)、支部総括文書 (第 12 号様式) 並びに領収書等の写し及び政党基金 (支部基金) に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、第 14 条第 2 項第 1 号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。</p>	<p> 記 第 8 号様式 (第 13 条関係) [(その 1) ~ (その 6) 同左] (その 7) 宣 誓 書 </p> <p>添付書類 (別添のとおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 領収書等及び残高証明等の写し等 2 監査意見書 3 監査報告書 (本部に限る。) 4 提出を受けた支部報告書及び監査意見書 5 総括文書 (政党助成法第 17 条第 2 項第 3 号及び第 4 号) (本部に限る。) 又は支部総括文書 (同法第 18 条第 2 項第 4 号) (支部に限る。) <p>この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 政党 (支部) の名称 会計責任者の氏名 ㊟</p> <p>〔(備考) 同左〕 (記載要領) [1 ~ 9 同左]</p> <p>10 この報告書を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党 (支部) が提出を受けた支部報告書及び監査意見書、総括文書 (第 10 号様式及び第 11 号様式)、支部総括文書 (第 12 号様式)、領収書等の写し及び政党基金 (支部基金) に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、第 14 条第 2 項第 1 号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。</p>
<p> 選挙 関係 [] の記載は必須ではない。 </p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。